

防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池百合子

防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令

改正 平成20年 5月 2日省訓第36号
改正 平成23年 4月 1日省訓第16号
改正 平成24年 3月29日省訓第12号
改正 平成27年10月 1日省訓第39号
改正 平成29年 6月23日省訓第39号
改正 平成30年10月17日省訓第43号
改正 令和 2年 3月27日省訓第15号
改正 令和 3年 6月29日省訓第31号
改正 令和 6年 8月30日省訓第300号

防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第72号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 基本計画書の作成等（第6条・第7条）
- 第3章 実施計画書の作成等
 - 第1節 実施計画書の作成等（第8条－第11条）
 - 第2節 実施等（第12条・第13条）
- 第4章 部隊施工工事、部隊外注工事及び臨時的施設等の使用
 - 第1節 部隊施工工事（第14条－第18条）
 - 第2節 部隊外注工事（第19条－第21条）
 - 第3節 臨時的施設等の使用（第22条）
- 第5章 国有財産の登録及び供用（第23条－第27条）
- 第6章 工事に係る報告等（第28条－第31条）
- 第7章 雑則（第32条－第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、自衛隊の施設の取得等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき実施する自衛隊の施設の整備等を除く。）に係る業務の実施手続に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

（適用）

第3条 防衛省における自衛隊の施設の取得等については、法令又はこれらに基づく特別の定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第4条 この訓令において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「施設」とは、自衛隊の用に供する土地、建物、立木、その他土地に定着する物件及び土地収用法（昭和26年法律第219号）第5条に掲げる権利をいう。
- (2) 「施設の取得等」とは、施設の取得（使用を含む。）並びに土地収用法第5条の権利の消滅又は制限（自衛隊の訓練等に必要な制限水域の設定及びこれに伴う損失補償に関する訓令（平成19年防衛省訓令第63号）の定めるところにより行うものを除く。）、自衛隊の用に供する国有財産の所管換、所属替、用途変更、用途廃止及び処分並びにこれらに伴う補償をいう。
- (3) 「工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事並びにこれに付随する測量等の調査、設計及び監理その他の事業をいう。
- (4) 「業務計画」とは、防衛諸計画の作成等に関する訓令（平成27年防衛省訓令第32号）第3条第1項第4号に規定する年度業務計画をいう。
- (5) 「幕僚長等」とは、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び防衛装備庁長官をいう。
- (6) 「地方防衛局長等」とは、地方防衛局長、地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。）及び名護防衛事務所長をいう。
- (7) 「取得等要求機関の長」とは、施設の取得等の計画又は実施について、地方防衛局長等に対し協議又は必要な連絡を行うべき次に掲げる者をいう。
 - ア 防衛省本省の施設等機関にあつては、当該施設等機関の長
 - イ 統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部にあつては、当該幕僚長
 - ウ 各幕僚長の監督を受ける部隊及び機関にあつては、各幕僚長が指定する者
 - エ 情報本部にあつては、情報本部長
 - オ 防衛監察本部にあつては、防衛監察監
 - カ 防衛装備庁にあつては、防衛装備庁長官
 - キ アからカまでに掲げる者から委任を受けた者
- (8) 「直轄工事」とは、地方防衛局又は地方防衛支局（東海防衛支局及び長崎防衛支局を除く。）若しくは名護防衛事務所が工事の施行を部外に発注するものをいう。
- (9) 「委託工事」とは、防衛大臣又はその委任を受けた者が工事の施行を防衛省以外の国の行政機関又は地方公共団体等（以下「施行受託機関」という。）に委託するものをいう。
- (10) 「部隊施工工事」とは、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊又は機関が施工を行うものをいう。
- (11) 「部隊外注工事」とは、取得等要求機関の長が工事の施行を部外に発注するものをいう。
- (12) 「供用事務担当官」とは、防衛省所管国有財産（施設）の取扱いに関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第30号）第2条第5号に規定する供用事務担当官をいう。

（予算要求資料の作成）

第5条 幕僚長等は、業務計画に基づき、施設の取得等に係る予算概算要求書の資料を作成する場合には、次の各号に掲げる事項について、その所掌業務に応じて整備計画局長、地方協力局長及び地方防衛局長等の技術的協力を求め、その意見を聴くものとする。

- (1) 施設の取得等の方法
- (2) 施設の取得等のために要する経費の積算に関する事項

- (3) 施設の取得等のための附帯条件の処理方法
 - (4) 工事の計画内容及び基準
 - (5) 工事の設計及び監理費の計上等
 - (6) その他施設に関する事項
- 2 地方防衛局長等は、前項の技術的協力を行った場合には、速やかに、その内容を整備計画局長に通知するものとする。
- 3 前2項の規定は、施設の取得等に係る補正予算の資料を作成する場合について準用する。この場合において、「幕僚長等は、業務計画に基づき」とあるのは「幕僚長等は」と読み替えるものとする。

第2章 基本計画書の作成等

(基本計画書の作成等)

第6条 幕僚長等は、整備計画局長と協議の上、工事による施設の取得等にあつては別紙様式第1に従い、その他の方法による施設の取得等にあつては別紙様式第2に従い基本計画書の案を年度開始前にあらかじめ準備し、予算成立後5日以内に当該予算の範囲内において基本計画書を作成し、防衛大臣の承認を受けるものとする。

2 幕僚長等は、前項の規定に基づく基本計画書の作成を要しなかった場合で、予算成立後において事情の変更等により、基本計画書の作成が必要となった場合には、前項の規定を準用する。この場合において、前項中「基本計画書の案を年度開始前にあらかじめ準備し、予算成立後5日以内に当該」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

3 防衛大臣は、基本計画書を承認した場合には、その旨を地方防衛局長等に通知するものとする。

(基本計画書の変更)

第7条 幕僚長等は、事情の変更、補正予算の成立その他の事由により、基本計画書に記載された事項について次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、整備計画局長とあらかじめ協議の上、工事による施設の取得等にあつては別紙様式第3に従い、その他の方法による施設の取得等にあつては別紙様式第4に従い変更基本計画書を速やかに作成し、防衛大臣の承認を受けるものとする。この場合において、補正予算の成立に伴う変更基本計画書の作成はその成立後5日以内に当該予算の範囲内において行うものとし、第10条第2項の規定による変更基本計画書の作成は整備計画局長と協議を要しないものとする。

(1) 工事による施設の取得等の場合

- ア 工事項目の追加又は削除
- イ 基本計画書(項目別)の工事計画欄の事項の追加又は削除
- ウ 数量の10パーセント以上の増減
- エ 金額の10パーセント以上又は3,000万円以上の増

(2) その他の方法による施設の取得等の場合

- ア 取得等の案件の追加又は削除
- イ 取得等の方法の変更
- ウ 数量の10パーセント以上の増減
- エ 金額の500万円以上の増

2 前条第3項の規定は、変更基本計画書の承認について準用する。

3 整備計画局長、幕僚長等及び地方防衛局長等は、変更基本計画書の承認を受けたときは、次条、第9条及び第12条の規定に準じて必要な手続を行うものとする。

第3章 実施計画書の作成等

第1節 実施計画書の作成等

(実施計画書の作成等)

第8条 幕僚長等は、第6条に規定する基本計画書の承認を受けたときは、実施計画書の作成に必要な資料を整備計画局長に送付するとともに、施設の取得等に関し必要な事項を取得等要求機関の長に指示するものとする。

2 整備計画局長は、幕僚長等から実施計画書の作成に必要な資料の送付を受けたときは、当該資料を管轄の地方防衛局長等に送付するものとする。

3 地方防衛局長等は、防衛大臣から第6条第3項の通知を受けたときは、前項の規定により整備計画局長から送付された資料に基づき、取得等要求機関の長と連絡調整の上、工事による施設の取得等にあつては別紙様式第5に従い、その他の方法による施設の取得等にあつては別紙様式第6に従い実施計画書を作成するものとする。ただし、実施計画書を作成するにあたり、前項で規定する資料を要しない施設の取得等については、防衛大臣から基本計画書を承認した旨の通知を受けたときには、取得等要求機関の長と連絡調整の上、各別紙様式に従い実施計画書を作成するものとする。

4 前項の規定に関わらず、国有財産の無償使用、無償所管換、所属替、用途変更及び用途廃止並びに民公有財産の寄付受納及び無償使用については、実施計画書を作成することなく、直ちに実施できるものとする。

5 整備計画局長は、地方防衛局長等の作成した実施計画書について審査し、幕僚長等と協議するものとする。

(実施の指示等)

第9条 整備計画局長は、第8条第5項に規定する協議を終了したときは、実施計画書に基づく施設の取得等の実施を管轄の地方防衛局長等に指示するとともに、当該実施計画書(防衛省組織令(昭和29年政令第178号)第9条第4号に規定する地方協力局の所掌に属する施設の取得に係るものに限る。)を地方協力局長に送付するものとする。

(実施計画書の変更)

第10条 地方防衛局長等は、実施計画書の変更を行おうとするときは、工事による施設の取得等にあつては別紙様式第7に従い、その他の方法による施設の取得等にあつては別紙様式第8に従い変更実施計画書を作成し、第8条第3項から第5項まで及び前条の規定に準じて手続を行うものとする。

2 整備計画局長は、実施計画書の変更のため基本計画書の変更を必要とするときは、幕僚長等に基本計画書の変更を求めるものとする。

(実施計画書の変更手続を要しない場合)

第11条 工事による取得等の実施計画書にあつては、前条第1項の規定にかかわらず、支出負担行為計画の示達された直轄工事で同一実施計画書項目名称内のものについて見積経費に過不足を生じた場合において、実施計画書の趣旨に反しないときは、地方防衛局長等は、取得等要求機関の長と協議の上、実施計画書の変更手続をとることなく、示達経費の範囲内において処理することができる。

第2節 実施等

(実施)

第12条 地方防衛局長等は、整備計画局長から施設の取得等の実施の指示を受けたときは、実施計画書(第8条第3項の規定に基づき作成したものをいい、同条第5項に規定する協議を終了したものに限り。)及び同条第1項の規定に基づき整備計画局長から送付された資料に基づき、取得等要求機関の長と連絡調整の上、施設の取得等について必要な処理を行うものとする。

(工事による取得等に関する連絡調整)

第13条 地方防衛局長等は、工事による取得等の計画、設計及び施工等について取得等要求機関の長と緊密に連絡調整を行い、予算の範囲内で工事による取得等の完全な実現を期するよう努めるものとする。

第4章 部隊施工工事、部隊外注工事及び臨時的施設等の使用

第1節 部隊施工工事

(部隊施工工事の承認)

第14条 幕僚長等は、建設工事の実施が自衛隊の訓練に適合する場合には、部隊施工工事について基本計画書を作成し、防衛大臣の承認を求めることができる。

(部隊施工工事の実施者)

第15条 部隊施工工事は、次の各号に掲げる者が実施するものとする。

- (1) 方面総監
- (2) 地方総監
- (3) 航空集団司令官
- (4) 教育航空集団司令官
- (5) 航空方面隊司令官
- (6) 航空支援集団司令官
- (7) 航空教育集団司令官
- (8) 航空自衛隊補給本部長
- (9) 前各号に掲げるもののほか、防衛大臣が指定する者

(実施計画書の作成等)

第16条 幕僚長は、部隊施工工事について基本計画書の承認を受けたときは、前章の規定にかかわらず、取得等要求機関の長に対し、基本計画書の写し及び実施計画書の作成に必要な資料を送付するとともに、部隊施工工事について必要な事項を指示するものとする。

- 2 取得等要求機関の長は、幕僚長から基本計画書の写し及び実施計画書の作成に必要な資料の送付を受けたときは、部隊施工工事の実施者に必要な資料を送付するものとする。
- 3 部隊施工工事の実施者は、取得等要求機関の長から送付された資料に基づき取得等要求機関の長と連絡調整の上、別紙様式第5に従い実施計画書を作成し、幕僚長に送付するものとする。
- 4 幕僚長は、部隊施工工事の実施者の作成した実施計画書について審査し、整備計画局長と技術的事項について協議するものとする。
- 5 幕僚長は、部隊施工工事の実施計画書について、第4項に規定する協議を終了したときは、その旨を部隊施工工事の実施者に通知するとともに、その実施を命ずるものとする。
- 6 幕僚長及び部隊施工工事の実施者は、実施計画書の変更を行おうとするときは、変更実施計画書を作成し、第3項から前項までの規定に準じて手続を行うものとする。

(部隊施工工事の特例)

第17条 幕僚長等は、その監督下でない部隊施工工事の実施者による部隊施工工事を必要とする場合において、第14条の規定により防衛大臣の承認を求めるときには、あらかじめ当該部隊施工工事の実施者を監督する陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長(以下「担任幕僚長」という。)の意見を求め、その意見を添えるものとする。

- 2 幕僚長等は、部隊施工工事の基本計画書について防衛大臣の承認を受けたときは、基本計画書の写し及び実施計画書の作成に必要な資料を担任幕僚長に送付するとともに、部隊施工工事に関し必要な事項を取得等要求機関の長に指示するものとする。
- 3 担任幕僚長は、幕僚長等から基本計画書の写し及び実施計画書の作成に必要な資料の送付を受けたときは、部隊施工工事の実施者に必要な資料を送付するものとする。
- 4 部隊施工工事の実施者は、担任幕僚長から送付された資料に基づき取得等要求機関の長と連絡調整の上、別紙様式第5に従い実施計画書を作成し、担任幕僚長に送付するものとする。

- 5 担任幕僚長は、部隊施工工事の実施者の作成した実施計画書について審査し、整備計画局長と技術的事項について協議するものとする。
- 6 担任幕僚長は、部隊施工工事の実実施計画書について、第5項の規定に規定する協議を終了したときは、その旨を部隊施工工事の実施者に通知するとともに、その実施を命ずるものとする。
- 7 担任幕僚長及び部隊施工工事の実施者は、実施計画書の変更を行おうとするときは、変更実施計画書を作成し、第4項から前項までの規定に準じて手続を行うものとする（連絡調整）

第18条 地方防衛局長等（東海防衛支局長を除く。第28条第1項において同じ。）は、部隊施工工事の実施者から求めがあった場合には、技術的協力を行うものとする。

第2節 部隊外注工事

（部隊外注工事の承認）

第19条 幕僚長等は、次の各号のいずれの条件にも該当する場合には、部隊外注工事について基本計画書を作成し、防衛大臣の承認を求めることができる。

- (1) 当該工事の工事費が1件250万円未満であること。
- (2) 工事の実施が技術的に軽易であること。
- (3) 工事の施工場所の立地条件、部隊配置の関係等の理由により、部隊外注工事によることが工事の工程管理上適当であること。

2 部隊外注工事は、前項のほか特に防衛大臣が指定した場合に行うものとする。

（部隊外注工事の実施者）

第20条 部隊外注工事は、幕僚長等の指定する者が実施するものとする。

（実施計画書の作成等）

第21条 幕僚長等は、第19条に規定する防衛大臣の承認を受けたときは、前章の規定にかかわらず、取得等要求機関の長に対し、基本計画書の写し及び実施計画書の作成に必要な資料を送付するとともに実施計画書の作成を命ずるものとする。

2 取得等要求機関の長は、別紙様式第5に従い実施計画書を作成し、幕僚長等に送付するものとする。

3 幕僚長等は、取得等要求機関の長の作成した実施計画書について審査し、整備計画局長と技術的事項について協議するものとする。

4 幕僚長等は、部隊外注工事の実実施計画書について前項に規定する協議を終了したときは、その旨を取得等要求機関の長に通知するとともに、その実施を命ずるものとする。

5 幕僚長等及び取得等要求機関の長は、実施計画書の変更を行おうとするときは、変更実施計画書を作成し、第2項から前項までの規定に準じて手続を行うものとする。

第3節 臨時的施設等の使用

第22条 臨時的な施設又は地方防衛局及び地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）から遠隔の地に所在し、かつ、対価が低額な施設の使用について、幕僚長等が、この訓令の規定により地方防衛局長等が行うべき手続を取得等要求機関の長が行うことが適当であると認め、地方協力局長と連絡調整の上、基本計画書にその事情を付記して防衛大臣の承認を得た場合においては、当該手続は取得等要求機関の長が行うものとする。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「別紙様式第5」とあるのは「別紙様式第6」と読み替えるものとする。

第5章 国有財産の登録及び供用

（委託工事の確認及び受領）

第23条 地方防衛局長等は、施行受託機関から工事完成の通知を受けた場合には、その完成を確認した後、国有財産台帳に登録する必要のあるものについては国有財産目録書とともに、当該施設を受領するものとする。

(部隊施工工事の登録資料の送付)

第24条 部隊施工工事の実施者は、完成した施設のうち、国有財産台帳に登録する必要があるものについては、登録に必要な資料を、速やかに管轄の地方防衛局長等に送付するものとする。

(部隊外注工事の登録資料の送付)

第25条 部隊外注工事の実施者は、工事の完成検査に合格した施設を工事請負業者から受領した場合において、国有財産台帳に登録する必要があるものがあるときは、速やかに、登録に必要な資料を管轄の地方防衛局長等に送付するものとする。

(臨時的な施設等の登録資料の送付)

第26条 取得等要求機関の長は、第22条に規定する施設の取得等の手続が終了したときは、速やかに、財産登録に必要な資料を管轄の地方防衛局長等に送付するものとする。

(供用)

第27条 地方防衛局長等は、自衛隊の用に供するための施設の取得等の処理を終えたときは、当該施設を供用事務担当官に供用するものとする。

2 民公有財産の供用手続については、国有財産の供用手続の例による。

第6章 工事に係る報告

(工事契約締結の報告等)

第28条 地方防衛局長等は、直轄工事の契約締結後、工事契約締結報告書(別紙様式第9)を月ごとに作成し、各月の翌月15日までに防衛大臣に提出するとともに、その写しを取得等要求機関の長に送付しなければならない。

2 地方防衛局長等は、施行受託機関が委託工事に係る工事の契約を締結した場合には、施行受託機関に対し必要な資料の提出を求め、前項の工事契約締結報告書(別紙様式第9)を月ごとに作成し、各月の翌月15日までに防衛大臣に提出するとともに、その写しを取得等要求機関の長に送付しなければならない。

3 部隊外注工事の実施者は、部隊外注工事の契約締結後、工事契約締結報告書(別紙様式第9)を月ごとに作成し、各月の翌月15日までに幕僚長等に提出しなければならない。

4 幕僚長等は、前項の規定により提出を受けた報告書を四半期ごとに取りまとめ、各四半期末の翌月末日までに防衛大臣に提出しなければならない。

(工事中の事故報告等)

第29条 地方防衛局長等は、直轄工事又は委託工事の施工中において工事の遂行に支障を来すおそれのある事故が発生した場合には、直ちに、防衛大臣に報告するとともに、取得等要求機関の長に通報するものとする。

2 整備計画局長は、前項に規定する報告があった場合には、直ちに、その処理について幕僚長等と協議しなければならない。

3 部隊施工工事の実施者は、部隊施工工事実施中において工事の遂行に支障をきたすおそれのある事故が発生した場合には、直ちに、担任幕僚長を経由して防衛大臣に報告するとともに、担任幕僚長は、その処理について幕僚長等と協議するものとする。

4 部隊外注工事の実施者は、部隊外注工事の施工中において工事の遂行に支障をきたすおそれのある事故が発生した場合には、直ちに幕僚長等を経由して防衛大臣に報告しなければならない。

(工事完成の報告等)

第30条 地方防衛局長等は、直轄工事又は委託工事により完成した施設を工事請負業者又は施行受託機関から受領した場合には、当該工事の工事完成状況報告書(別紙様式第9)を月ごとに作成し、各月の翌月15日までに整備計画局長に提出するとともに、四半期ごとにその写しを各四半期末の翌月15日までに取得等要求機関の長に送付しなけ

ればならない。

2 部隊施工工事の実施者は、部隊施工工事により施設が完成した場合には、工事完成報告書（別紙様式第10）を月ごとに作成し、各月の翌月15日までに担任幕僚長に提出するとともに、四半期ごとにその写しを各四半期末の翌月15日までに取得等要求機関の長に送付しなければならない。

3 部隊外注工事の実施者は、部隊外注工事により完成した施設を工事請負業者から受領した場合には、当該工事の工事完成状況報告書（別紙様式第9）を月ごとに作成し、各月の翌月15日までに幕僚長等に提出しなければならない。

（契約不適合の修補）

第31条 取得等要求機関の長は、直轄工事又は委託工事により完成した施設について、当該施設が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を認めた場合は、速やかに、地方防衛局長等に通知するものとする。

2 地方防衛局長等は、契約不適合の修補の請求を行うか否かの決定及び契約不適合の修補の内容の決定に当たっては、取得等要求機関の長と調整を行うものとし、これらを決定したときは、速やかに、その内容を取得等要求機関の長に通知するものとする。

第7章 雑則

（工事完成前の使用）

第32条 地方防衛局長等は、工事完成前の施設について、供用事務担当官からその使用について要請があった場合には、直轄工事については供用事務担当官と、委託工事については供用事務担当官及び施行受託機関とそれぞれ協議の上、当該施設の管理の責任を明確にし、その他適切な措置をとった後、使用させることができる。

（防衛省本省の内部部局庁舎等の工事等）

第33条 大臣官房会計課に所属する国有財産（幕僚長等の要求に係るものを除く。）の取得等のうち、工事によるものの取扱手続については、この訓令を準用する。この場合において、「幕僚長等」とあり、及び「取得等要求機関の長」とあるのは「大臣官房長」と、「供用事務担当官」とあるのは「大臣官房会計課長」と読み替えるものとする。

2 北関東防衛局長は、工事の完成検査に合格した施設を工事請負業者から受領した場合には、国有財産台帳に登録する必要があるものについては、速やかに、必要な資料を大臣官房会計課長に送付するものとする。

（取得等についての協力）

第34条 幕僚長等又は取得等要求機関の長は、必要な場合に、整備計画局長、地方協力局長及び地方防衛局長等に対し、所掌に係る取得等の事務について技術的協力及び意見を求めることができる。

（負担金工事等）

第35条 施設整備費により納付すべき負担金に係る相手方の工事は、基本計画書の作成、実施計画書の作成及び報告の手続については自衛隊の施設の取得等に係るものとみなす。

2 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）第5条の規定に基づき特定国有財産整備計画の決定がなされ、防衛省において施行することとされた工事の実施に必要な基本計画書の作成、基本計画書の変更、実施計画書の作成、実施計画書の変更及び工事に係る報告の手続については、第6条から第10条まで、第16条から第18条まで及び第28条から第31条までの規定を準用する。この場合において、第6条第1項中「予算成立後5日以内」とあるのは「整備計画の決定後5日以内」と読み替えるものとする。

3 防衛省以外の国の行政機関又は地方公共団体等から工事等に関する事務の委任を受け、防衛省において施行することとされた工事の実施に必要な基本計画書の作成、基本

計画書の変更、実施計画書の作成、実施計画書の変更及び工事に係る報告の手続については、第6条から第10条まで及び第28条から第31条までの規定を準用する。この場合において、第6条第1項及び第2項並びに第7条第1項に規定する防衛大臣の承認は、防衛大臣が幕僚長等及び地方防衛局長等に工事計画書を通知することをもってなされたものとみなす。

(委任規定)

第36条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、整備計画局長、地方協力局長及び幕僚長等がそれぞれその所掌に属する事務について定めるものとする。

2 整備計画局長、地方協力局長及び幕僚長等は、前項の規定により必要な事項を定めたときは、その内容を防衛大臣に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

(建設工事に関する訓令の廃止)

2 建設工事に関する訓令（昭和41年防衛庁訓令第7号）は廃止する。

(経過措置)

3 この訓令による廃止前の建設工事に関する訓令（以下「旧訓令」という。）の規定により防衛大臣の承認を受け、又は防衛施設庁長官が適当と認めた次の表の左欄に掲げる文書は、それぞれ同表の右欄に掲げる改正後の防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（以下「新訓令」という。）の規定により防衛大臣の承認を受け、又は装備施設本部長が指示を行った文書とみなす。

旧訓令第10条の規定により防衛大臣の承認を受けた工事基本計画書	新訓令第6条第1項の規定により防衛大臣の承認を受けた工事による施設の取得等に係る基本計画書
旧訓令第11条第1項の規定により防衛大臣の承認を受けた変更工事基本計画書	新訓令第7条第1項の規定により防衛大臣の承認を受けた工事による施設の取得等に係る変更基本計画書
旧訓令第13条第4項の規定により防衛大臣の承認を受けた工事实施計画書	新訓令第8条第5項又は第16条第5項の規定により防衛大臣の承認を受けた工事による施設の取得等に係る実施計画書
旧訓令第13条第4項の規定により防衛大臣の承認を受けた変更工事实施計画書	新訓令第10条第1項の規定により防衛大臣の承認を受けた工事による施設の取得等に係る変更実施計画書
旧訓令第13条第4項ただし書き場合において同条第5項の規定により防衛施設庁長官が適当であると認めた変更工事实施計画書	新訓令第9条第1項の規定により装備施設本部長が幕僚長等と協議を終了した工事による施設の取得等に係る変更実施計画書

旧訓令第 21 条第 2 項の規定により防衛大臣の承認を受けた変更実施計画書

新訓令第 16 条第 7 項の規定により防衛大臣の承認を受けた工事による施設の取得等に係る変更実施計画書

- 4 旧訓令第 16 条の 2 第 2 項の規定により防衛施設庁長官が定めた計画をこの訓令の施行日以降変更する場合は、装備施設本部長が同条第 1 項の通知を受けた予算額の範囲内において変更計画を定め、管轄する地方防衛局長等に通知するものとする。

附 則（平成 20 年 5 月 2 日省訓第 36 号）

この訓令は、平成 20 年 5 月 2 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日省訓第 16 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 29 日省訓第 12 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日省訓第 39 号）（抄）

（施行期日）

第 1 条 この訓令は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

（防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令の一部改正に伴う経過措置）

第 9 条 この訓令による改正前の防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（以下この条において「旧訓令」という。）第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項（第 33 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により技術研究本部長、装備施設本部長又は経理装備局長が作成し防衛大臣の承認を受けた基本計画書及び変更基本計画書については、この訓令による改正後の防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（以下この条において「新訓令」という。）第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項（第 33 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により防衛装備庁長官又は整備計画局長が作成し防衛大臣の承認を受けたものとみなす。

- 2 前項の場合において、装備施設本部長が作成し防衛大臣の承認を受けた基本計画書及び変更基本計画書に係る事務のうち、直轄工事に係るものであって、かつ、装備施設本部長が発注することとされていたものについては、整備計画局長がその事務を引き継ぐものとする。

- 3 旧訓令第 8 条第 4 項（第 10 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により装備施設本部長が審査し幕僚長等又は装備施設本部長と協議した実施計画書及び変更実施計画書については、新訓令第 8 条第 5 項（第 10 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により整備計画局長が審査し幕僚長等又は整備計画局長と協議したものとみなす。

- 4 旧訓令第 16 条第 4 項（同条第 8 項において準用する場合を含む。）、第 17 条第 5 項及び第 21 条第 3 項の規定により幕僚長、担任幕僚長及び幕僚長等がそれぞれ装備施設本部長と協議した実施計画書及び変更実施計画書については、新訓令第 16 条第 4 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）、第 17 条第 5 項及び第 21 条第 3 項の

規定により整備計画局長と協議したものとみなす。

- 5 旧訓令第16条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）、第17条第6項及び第21条第4項の規定により特に防衛大臣が指定し承認した実施計画書及び変更実施計画書については、新訓令第16条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）、第17条第5項及び第21条第3項の規定により整備計画局長と協議したものとみなす。

附 則（平成29年 6月23日省訓第39号）

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成30年10月17日省訓第43号）

この訓令は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（令和 2年 3月27日省訓第15号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 3年 6月29日省訓第31号）

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和 6年 8月30日省訓第300号）

この訓令は、令和6年8月30日から施行する。

別紙様式第1（第6条関係）

（表紙）

基本計画書（工事）

作成者名

- 1 年 度
- 2 成立予算総額
- 3 項目番号 第1号～第 号
- 4 その他

（注）

- 1 この基本計画書は、各幕僚監部等別に作成する。
- 2 項目番号は、基本計画書（項目別）に記入した項目番号が何号まであるかを示す。

（総括表）

基本計画書（総括）

項目番号	項目名称	実行計画額	備考
	計		

(項目別内訳)

基本計画書(項目別)

令和 年度

1	項目番号	項目名称			
2 実施方法					
3 工事目的					
4 工事場所					
5 管轄区分		取得等要求機関の長	供用事務担当官		
6 予算		成立予算	概計予算	実行計画額	
7 完成希望年月日		年 月 日			
8 工事計画					
事項		構造	数量	金額	備考
9 財産関係					
10 参考					

- (注) 1 この基本計画書(項目別)は、各項目1件ごとに各1葉ずつ作成し、原則として、直轄工事、部隊施工工事、部隊外注工事及び委託工事の順に、また、その工事の実施方法別の中は、建設場所により北から順に、さらに、その建設場所別の中は、直轄工事にあつては地方防衛局又は地方防衛支局(東海防衛支局及び長崎防衛支局を除く。以下同じ。)若しくは名護防衛事務所が部外への発注を行うものの順に整理するものとする。
- 2 項目番号は、当該年度を通じ、全体に一連番号を付するものとし、項目のとり方は、原則として予算参照書の項目により、その名称は、できるだけ簡潔に内容を示すようにする。
- 3 実施方法の欄には、直轄工事、部隊施工工事、部隊外注工事又は委託工事の別及び直轄工事にあつては部外への発注を行う地方防衛局、地方防衛支局又は名護防衛事務所の別を記入するものとする。
- 4 概計予算欄には、支出負担行為の実施計画についての承認額を記入する。
- 5 基本計画書作成時において、一部計画未確定の工事については、項目名称を括弧書きし、その時点において判明している計画事項及び当該工事に充当し得ると考えられる予算額を実行計画額欄に記入し、当該工事の計画確定後変更基本計画書をもって変更するものとする。
- 6 この基本計画書(項目別)には、原則として案内図、配置図等を添付するものとし、参考欄にその旨を付記するものとする。

別紙様式第2（第6条関係）

基本計画書

作成者名

件名	目的	取得等 方法	物件				予算		管轄区分		取得等 時期	工事関 係事項	備考
			所在	区分 種目	数量	所有 関係	成立額	計画額	取得等要求 機関の長	供用事務 担当官			
合計													

(注)

- 1 件名欄は、「〇〇基地拡張」のように取得等をしようとする施設名に取得等の要旨を記載すること。
- 2 取得等の方法欄は、「購入」、「補償」、「所管換」その他第4条第2号に掲げる施設の取得等の区分に従って記載すること。
- 3 記載の順序は、演習場、飛行場、宿舍等施設の種類ごとにとりまとめ種類の異なるごとに別葉とし、同一の種類にあつては施設に一連番号を付すること。
- 4 所有関係欄は、取得等をしようとする物件の所有者の区分（私有、公有、普通財産、省庁別行政財産、特別会計財産等の別）を記載すること。
- 5 「使用」にあつては、「地方防衛局等担当」、「取得等要求機関担当」の実施区分を備考欄に記載すること。
- 6 この基本計画書作成時において、一部計画未確定の取得等については、当該事案を括弧書きし、その時点において判明している計画事項及びこれに充当しうると考えられる予算額を計画額欄に記載し、当該取得等の計画確定後変更基本計画書をもつて変更するものとする。
- 7 計画内容を明示する図面を添付すること。
- 8 重要な事案で説明を要するものについては、参考資料を添付すること。

別紙様式第3（第7条関係）

変更基本計画書（工事）

年 月 日
作成者名

1 項目番号・項目名称		
2 変更事項		
事 項	原 基 本 計 画	変 更 基 本 計 画
3 変更を必要とする事由等		

- (注) 1 この変更基本計画書は、変更を要する項目についてのみ、それぞれ作成するものとする。
- 2 項目番号は、原基本計画の一部をこの変更基本計画によって変更する場合には、枝番を付するものとする。
- 3 項目の追加の場合には、変更基本計画欄に「別紙のとおり」と記入し、別紙として、当該項目の基本計画書（項目別）を添付するものとする。

別紙様式第4（第7条関係）

変更基本計画書

年 月 日
作成者名

1. 件名		
2. 件番号		
3. 変更事項		
事 項	原基本計画	変更基本計画
4. 変更を必要とする事由		
5. 特記事項		

別紙様式第5（第8条、第8条の2、第16条、第17条、第21条関係）

実施計画書（工事）

年 月 日
作成者名

1	項目番号・ 項目名称				
2	工事場所				
3	用地種別及び面積				
4	工 期 ～				
5	添付図面名				
6	特記事項				
7 要示達（支出委任）工事費					
工事別	示達（支出委任）先名		示達（支出委任）工事費		備考
8 工事費内訳					
事項	構造	数量	単価	金額	備考
~~~~~					
合計					

- (注) 1 特記事項欄には、幕僚長等との協議済年月日等を記入する。  
2 添付図面は、原則として、案内図、配置図、工事の主要部分の平面図及び屋外配線配管系統図とする。

別紙様式第6（第8条関係）

不動産 取得・補償 実施計画書  
 使用・有償所管換

年 月 日  
 作成者名

1. 件名						
2. 基本計画関係	上申年月日	番号	防衛大臣承認番号	予算額		
3. 所在地、筆数及び所有者数						
4. 区分 種目 数量及び予定価格	区分	種目	数量	単価	金額	備考
						台帳面積
5. 契約の相手方住所氏名						
6. 示達関係	示達先名	区分	金額			
		(防衛省) (項) (目) (目の細分)				
7. 価格算定事項						
8. 特記事項	a. 承認書提出予定 年 月 日提出					
	b. 契約締結予定日 年 月 日					

別紙様式第7（第10条関係）

変更実施計画書（工事）

年 月 日  
作成者名

1 項目番号・項目名称		
2 変更事項		
事項	原 実 施 計 画	変更事実施計画
3 変更を必要とする事由		
4 特 記 事 項		

（注）特記事項欄には、幕僚長等との協議済年月日等を記入する。

別紙様式第8（第10条関係）

変更実施計画書

年 月 日  
作成者名

1. 件名		
2. 変更事項		
事項	原実施計画	変更実施計画
3. 変更を必要とする事由		
4. 特記事項		

別紙様式第 9 (第 28 条、第 30 条関係)

工事契約締結・工事完成状況報告書

年 月 日

局等名	分類	機関名	番号	基本計画項目	予算	基本計画額 (千円)	示達額 (千円)	契約日	工期		契約額	完成検査日	備考
						工事件名			始	終			

- 注：1 分類欄には、一般、宿舍、支出委任等を記入する。  
 2 番号欄には、基本計画番号を記入する。  
 3 予算欄には、単歳、2国、3国等を記入する。

別紙様式第10（第30条関係）

工事完成報告書

年 月 日  
作成者名

1 工 事 件 名				
2 工 事 予 算	示達番号	示達月日	示達金額	備 考
3 工 事 内 容				
4 工 事 規 模	人・日	5 工 期	～	
6 訓 練 課 目				
7 工 事 費 内 訳	金 額	数 量 ・ そ の 他		
輸 送 費 直 接 材 料 費 間 接 材 料 費 燃 料 費 そ の 他 経 費 合 計 ( 残 予 算 )				
8 参 考				

(注) 工事規模の算定は、土木工事等の受託及び実施に関する訓令（昭和30年訓令第16号）第3条第11項の規定によるものとする。